

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N^o579
2019・5・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

「国有地低額譲渡の真相解明を求める会」の活動報告―常識が示された二つの判断……………	岩佐賢次
朝鮮学校無償化訴訟の大阪高等裁判所不当判決……………	中森俊久
入管における証拠保全の問題―大阪入管におけるトルコ人暴行事件を例に……………	中井雅人
そろそろ本気で取り組みませんか？ 弁護人立会い……………	川崎拓也
借上げ復興住宅訴訟弁護団の取り組みとその課題……………	田崎俊彦
新人弁護士の事件簿……………	森田浩輔
出入国管理及び難民認定法違反事件と無罪判決……………	磯部たな
知的障害のある人へのDNA違法採取、賠償命令（神戸地裁）……………	辻川圭乃
【投稿】大気汚染によるぜん息等患者の医療費救済制度の創設のために、 公害等調整委員会に公害調停を申請しました……………	山口毅大

第72期7月集会開催のご案内とご支援のお願い

ロースクールの実情と法曹養成

ロースクールって本当に無意味なの？……………	藤原朋弘
〈改憲問題対策法律家6団体連絡会主催〉安倍政権と取材の自由 ―官邸による取材の自由と国民の知る権利への侵害を跳ね飛ばす院内集会― 報告……………	大山勇一
□ 憲法審査会の開催に断固反対する法律家団体の緊急声明（改憲問題対策法律家6団体連絡会） 北海道集会へ、おいでください！……………	今橋 直



カイラワンの子ども

大阪支部特集

「国有地低額譲渡の真相解明を求める会」の活動報告

—常識が示された二つの判断—

大阪 岩佐 賢次

学校法人森友学園に対する国有地の低額譲渡に関する問題で、二つの大きな動きがあったので、「国有地低額譲渡の真相解明を求める会」（共同代表 阪口徳雄会員・菅野園子会員）の活動として報告する。

1 情報公開請求に対する非開示決定は違法と認定

小学校設置趣意書の情報公開請求に対し、財務省近畿財務局が当初不開示と決定したのは違法であるとして非開示決定の取り消しと国家賠償請求に基づく損害賠償を求めた裁判で、二〇一九年三月四日、大阪地裁は違法と認め、原告の請求を認める判決を出した。森友学園問題に関する全

国で初めての違法を認める判決であったため、全国的にも大きく報道された。

上脇博之会員が、二〇一七年五月に近畿財務局に小学校設置趣意書の開示を請求したところ、近畿財務局は同年七月に不開示決定（ほとんど黒塗りで開示）をしたので、同年一〇月に不開示決定の取り消しを求めて提訴した。すると国は一転して翌月に設置趣意書を開示したので、情報公開請求権を不当に侵害されたとして、国に慰謝料を求める訴訟を追加提起したというのが、本件訴訟の経緯である。

国は、「森友学園の競争上の地位や事業運営上の法的保護に値する利益などを害するおそれがあった」とし、不開示決定は妥当と反論していた。しかし、大阪地裁は、情報公開の担当者に対する証

人尋問結果も踏まえ、「私立の小学校が複数設置されていたとか、新たに私立小学校を設置しようとした学校法人があったとかいった事情は認められず、（競争関係とは）公立の小学校を想定しているものと解されるところ、独自の教育理念等を有する私立の本件小学校と公立の小学校とが競争関係にあるなどとする「自体疑問」と指摘し、「何ら合理的な根拠がないにもかかわらず、本件不開示部分記載の情報が不開示情報に該当するとの誤った判断をしたものといわざるを得ず、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と不開示決定をしたと認めるほかない」とし違法性を認めた。

国は控訴を断念し、この判決は確定するに至った。

2 検察審査会で不起訴不当との議決

学校法人森友学園への国有地の売却やこれをめぐる財務省の決裁文書の改ざんについて、二〇一九年三月一日、大阪第一検察審査会は、背任罪、有印公文書変造罪、公用文書毀棄罪のいずれの罪でも、重要な役割を担った者につき、捜査が尽くされていないとして不起訴不当と議決した（公表

は三月二九日。

当会は、背任罪や有印公文書変造罪や公用文書毀棄罪で刑事告発をしていたが、二〇一八年五月三十一日に大阪地検が不起訴処分とした後、検察審査会に審査申立てをしていた。

検察審査会は、背任罪では、国有地の価格算定の基礎となった廃棄物の撤去処理費用の評価について、見積内容ほどの工事が必要か否かの検証がなされておらず、客観性のある試算を行うことや政治家らによる働きかけの影響の有無について十分な捜査が尽くされていないことなどを議決の理由とした。

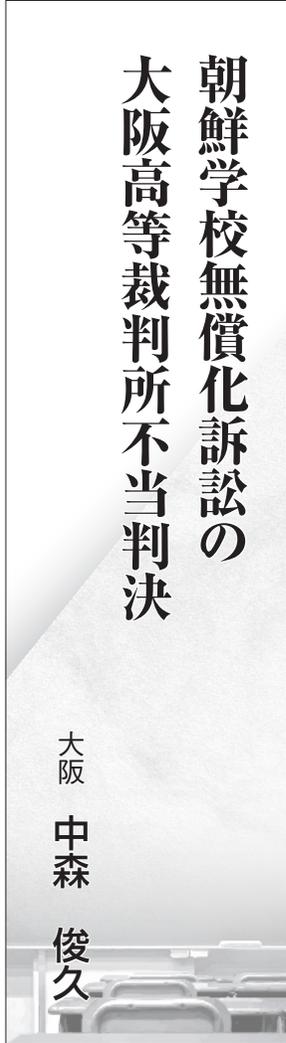
また、公文書変造罪では、本件決裁文書の作成権限の有無について、検察官は被疑者らにその権限が全くないとは言いつれないというあいまいな判断しかしていないこと、一旦最終決裁権者の決裁を完了した文書を修正する場合には、その必要性と修正箇所を明らかにした上、再度決裁を了するのが社会的常識であると考えられるところ、今回はその常識を逸脱した行為がなされており、相当な大幅な削除がなされたことにより、第三者の視点から見ても、原本が証明していた内容が変わってしまったとの評価ができることから変造であると言わざるを得ないとした。

さらに、公用文書毀棄罪においても、文書の事案終了は、本件土地の売買契約の終了時点であるとはいえず、公用文書に該当すると判断した。審査委員は、膨大な不起訴記録を丹念に読み込み、十分な議論を経た上で、極めて常識に適切な判断を示したものと見える。大阪地検はこの議決を真摯に受け止め、十分な再捜査を尽くし、起訴した上で、公開の裁判で真相解明を図るべきであろう。

当会は、現在大阪地裁に係属している交渉・応接記録の情報公開訴訟など、引き続き真相解明に向けて尽力していく所存である。

朝鮮学校無償化訴訟の 大阪高等裁判所不当判決

大阪 中森 俊久



も行政に対して忖度するかのような不当判決である。紙面の都合があるので、一審判決と高裁判決との相違点を簡単に紹介したい。

二 大阪地方裁判所判決

民主党から自民党政権となった政府は、二〇一三年二月二〇日、朝鮮学校の指定根拠規定自体を削除する省令改正を行うとともに、適正な学校運営（規程第二三条）の要件に適合すると認めるに至らなかったという点を理由に、各地の朝鮮学校について不指定の処分をした。

これに対し、一審判決は、①無償化法二条二項

一 はじめに

大阪高等裁判所第二三民事部（高橋讓裁判長）は、二〇一八年九月二七日、大阪朝鮮学園（被控

訴人）が運営する大阪朝鮮高級学校（東大阪市）を高校授業料無償化制度の対象から除外した国（控訴人）の処分の取消しを命じた二審・大阪地裁判決を取消し、学園側の訴えを棄却した。子どもは、二〇一八年九月二七日、大阪朝鮮学園（被控

五号は、国の財政的負担において教育を実施することが教育の機会均等の確保の見地から妥当であると認められる各種学校の範囲の確定を文部科学省令に委任したものであり、教育の機会均等とは無関係な、朝鮮学校に無償化法を適用することは北朝鮮との間の拉致問題の解決の妨げになり、国民の理解が得られないという外交的、政治的意見に基づき、朝鮮高級学校を無償化法の対象から排除するため、本件規定を削除したものである以上、本件規定の削除は、委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効と解すべきであるとした。また同判決は、②学校法人大阪朝鮮学園は、私立学校法に基づく運営がなされており、これまで行政処分等を受けたこともなく、他に本件規程一三条適合性に疑念を生じさせる特段の事情がない限り、同条適合性が認められるべきであるところ、朝鮮総聯から「不当な支配」（教育基本法一六条一項）を受けているとの疑念が生ずる旨の国の主張についても、国の指摘する報道等の存在及びこれに沿う事実をもって、前記特段の事情があるといふことはできないと判示し、原告の請求を全部認容した。

三 大阪高等裁判所判決

大阪高裁は、国が指摘する新聞報道や資料の内

容を縷々列挙していったうえで、「朝鮮高級学校の教育において北朝鮮の指導者や国家理念を肯定的に評価することはその教育目的に沿うものであり、朝鮮総聯がその教育に一定の援助をすること自体は自然な行為であるといえること、被控訴人では、私立学校法に基づき、財産目録、財務諸表等が作成されるとともに理事会等も開催されていたこと、被控訴人及びその所管庁である大阪府知事が三年に一度を基本として必要に応じて随時立入検査等を実施したが、大阪朝鮮高級学校について教育基本法、学校教育法等の法令に違反することを理由とする行政処分は行われていないことなど、被控訴人の主張に有益な事情を考慮しても、大阪朝鮮高級学校は、朝鮮総聯から、教育の目的を達するための必要性、合理性の限度を超えて介入を受け、教育の自主性をゆがめるような支配を受けている合理的な疑いがあるといふべきである」と判示し、「法令に基づく適正な学校運営という観点からして、本件規定二三条適合性があるといふことはできない」と判示した。

大阪高裁判決は、無償化除外を正当化するためには、教育基本法一六条を持ち出し（同条第一項は、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ

適正に行われなければならない」と規定する）、国が提出する資料を事細かく抽出して、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係につき、「不当な支払い」への合理的な疑いが存すると結論づけるものである。

しかしながら、同判決は、子どもの学習権を顧みることなく、政治的理由のみに基づき、朝鮮学校が無償化の対象から除外されたというそもそもその事実経過を無視している。また、同判決は、なぜ現在朝鮮学校が存在しているのかという歴史的経過への理解を欠くばかりか、朝鮮学校の子どもたち・保護者・教員が、高校無償化からの除外でどれだけの屈辱感を覚えるとともに、計り知れない経済的打撃を被っている点への想像力を欠いている。そもそも、朝鮮学校の関係者の誰からも、「不当な支配」を受けているとの声がないにもかかわらず、国家権力がその歴史的経過を無視し、特定の団体との関係を「不当な支配」と結論づけ、さらには、裁判所がそれを是認すること自体、教育に対する不当な介入に他ならない。

四 おわりに

国連人種差別撤廃委員会は、二〇一八年八月、朝鮮学校に「高校無償化」制度適用を求める勧告を再度提出した。また、国連子どもの権利委員会は、二〇一九年二月、朝鮮学校が高校無償化の対

象外となっていることにつき、「ほかの外国人学校と同じように扱われるべきだ」として日本政府に

見直しを勧告した。朝鮮学校への無償化除外は、政治的理由に基づいてなされたイジメに等しく、

前記大阪高裁判決は、最高裁において当然に破棄されなければならない。

入管における証拠保全の問題

— 大阪入管におけるトルコ人暴行事件を例に

大阪 中井 雅人



一 事件の概要

二〇一八年五月二十九日、法務省大阪入国管理局（以下「大阪入管」）に収容されているトルコ国籍の男性が、二〇一七年七月二日に大阪入管の職員から、①必要性がないのに保護室（被收容者からは「懲罰室」と呼ばれている）に移動させられ、②保護室内で制圧と称する暴行を受けたことにより、右上腕部を骨折させられ、③手錠をかけられ放置された上、速やかに病院に搬送されず、④暴行後も収容を続けたにもかかわらず、正当な理由なくリハビリ等の適切な医療を受けさせていないことについて、大阪地裁に国家賠償請求訴訟を提起した。本訴提訴は主要メディアのほとんどが報

道した（共同通信や朝日新聞のウェブサイトでは本稿執筆時点においても暴行の映像を閲覧することができ）。本稿ではこの本訴に先立つ証拠保全の問題点について検討する。

一 一 検定期日

本件では保護室に設置された監視カメラの映像等を証拠物とする証拠保全を二〇一八年一月に申し立てた。審尋期日等はスムーズに進んだ。同年三月二三日、大阪入管にて証拠保全が実施された。しかし、大阪入管担当者は、裁判所の指示に反し、いっこうに証拠物を開示しようとしなかった。証拠物目録記載の映像が記録されているDVDが開示されたのは開始の一三時三〇分から約三時間

後の一六時三〇分頃であった。また、裁判所がDVDに記録されている映像の検証を開始するに先立ち、大阪入管担当者は、DVDの映像を上映することは構わないが、裁判所がその映像を裁判所が用意したビデオカメラで撮影する（以下「再撮影」）には、上級庁である法務省の許可が必要であると申し出た。裁判所からは、上級庁の許可がなくとも検証としてビデオカメラでの撮影が可能である旨の説明があり、実際に裁判所は再撮影を開始した。相手方指定代理人からも大阪入管担当者に対して、裁判所によるビデオカメラでの撮影は妨げられない旨の説明があった。

ところが、裁判所が再撮影をしている最中に、大阪入管担当者が上級庁から再撮影を中止するようにとの指示があったとの理由で、あろうことか裁判所による映像の上映及び再撮影を何度も中止させようとした。再生機器の不調等も重なり、再撮影は一八時近くになっても終わっていないことからややむなく一部の映像について再撮影することができずに検定期日が終了した。

また、裁判所が、大阪入管に対し、検証済みのDVDの複製を任意提出するよう求めたところ、大阪入管は、DVDの複製を提出せず、静止画の

みを任意提出すると回答した。

さらに、検証目録記載の文書について、大阪入管担当者は、相当部分存在すると回答したにもかかわらず、裁判所に一切提供しないばかりか、提示すらしなかった。裁判所から、提示できない理由を聞いたがされても、大阪入管担当者は、理由については回答できないと述べるのみであった。

三 続行期日

同月二〇日、国側から証拠保全期日で求められていた「回答書」が出された。①文書の任意提出はしない、②DVDの複製はしない(静止画を裁判所に提出する)という内容であった。

同月二二日、国側から「証拠保全手続に関する意見書」が出された。ごく一部を抜粋すると次のような内容である。

「本件映像が期日調書に添付され、閲覧謄写に供されることは、大阪入管収容場において保安上の問題を生じさせるものである……」

「本件においては、証拠を保全すべき事由がないことが明らかとなっており、証拠保全の目的を達することは、マスキングを一部施した静止画を提出する方法によっても、十分可能である……」

同月二九日の続行期日で、ようやく検証物目録

記載の文書の検証が実施された。弁護団は前記国側の意見書に対し、詳細な反論をしたが、紙幅の関係で割愛する。

同年四月一七日の続行期日で、裁判所は動画を再撮影したものを、検証調書に添付しようとしたが、国側はこれに強く抵抗し、窓や職員顔にモザイク処理をした映像を検証調書に添付するよう求め、裁判所も国側の姿勢が頑なであったため、国側の意向を採用せざるを得なかった。モザイク処理前の映像および入管で再撮影ができなかった映像については、入管の提出拒否理由とそれに対する弁護団の反論を調書に記載し、検証不能終了した。弁護団としては、提示命令に至れば、相当の時間を要すること、提示命令が認められなリスクを考慮し、証拠保全手続の続行を断念した。なお、再撮影ができなかった映像については、本訴において一部は国側が自ら証拠提出したが、一部は弁護団や裁判所からの要請にもかかわらず国側は提出していない。

四 問題点

入管に対する証拠保全の経験のある先輩弁護士らに質問したところ、入管は、収容所内の映像等は再生には応じるが、撮影には応じない、映像を画像化したもの(マスキング処理あり)の後日の任

意開示には応じるが、映像DVDの任意開示はないという運用をしているという(検証期日においても、法務省入管では前記のような運用をしているとしきりに言っていた)。入管としては、「運用」に反して撮影されてしまった映像を何としても調書添付させたくなかったのだから(二回の続行期日では、大阪法務局担当者・大阪入管担当者以外にも本省担当者数名と訟務検事数名が出席しており、必死さが窺われた)。だからこそ、すでに撮影されてしまったものについては入管が保管しているDVDを提供するが、撮影されていないDVDは入管が保管しているものは提供しないという矛盾した対応になったのである。

まず、言うまでもないことであるが、証拠保全に來た裁判官や弁護団を約三時間も待たせて本省のやりとり等に奔走するというのは、証拠保全制度の趣旨を没却する対応であり、少なくとも行政機関における証拠保全の対応としては明らかに誤りである。検証する主体は裁判所なのであるから、当局は機械的に提示するべきである(万が一「国の安全が害されるおそれ」(民訴法三二三条四項一号)が認められたとしても、文書等の存在を確認した後に当該文書等を排除すれば足りる)。本件では裁判官の適切な判断と対処により一部の再撮影が実現したが、裁判官が違えば、再撮影が実現していなかった可能性は十分にある。

また、国は「保安上の理由」を根拠に、映像を

提供しないこと、再撮影映像を調査添付させないことを正当化しようとする。しかし、映像には保安上問題を生ぜしめる描写は皆無であった。それにもかかわらず、提出拒否が「保安上の理由」から正当化されるとすれば、「保安上の理由」とさえ述べれば容易に検証を拒否することが可能となつてしまい改竄・破棄・隠匿を防止するという法の趣旨を没却する。なお、国は証拠の改竄・破棄・隠匿をしないと考えている裁判官もいるようであるが、行政機関が破棄・隠匿するということは昨今の種々の報道等により周知の事実であり、アナログの時代でもデジタルの時代でも映像や画像の

改竄はそれほど難しくないと聞く。

さらに、「映像」の証拠価値は「画像」とは比較にならないにもかかわらず、国は「画像」の提供に固執する。現に本訴では「映像」を保全していたからこそ可能になった主張もしている。そうすると、やはり国が「画像」の提供に固執するのは何かを隠したいからだと考えざるを得ない。名古屋刑務所の刑務官による放水暴行事件を契機に、法務大臣が全国の収容施設に対し映像を保管するよう指示しているが、それは映像を事実認定の証拠に供し、もって公権力の行使による暴行を根絶するためである。本件における国の対応は、真逆の対応であった。

人身の自由を奪うことはもつとも深刻な人権侵害である。人身の自由を奪われた状況下で、さらに暴行等の人権侵害が発生する。残念ながら、全国の入管の収容施設・刑事収容施設等でこうした事件がなくならない。こうした密室での人権侵害の救済のために有効な手段のひとつが証拠保全である。本件は紆余曲折ありながらも何とか成功した例だといえる。結果はどうあれ、権力と対峙するわれわれは積極的に活用していかなければならない制度である。

(弁護団は空野佳弘、乾彰夫、山中有里、馬場圭吾、仲尾育哉、清水亮宏、中井雅人)

そろそろ本気で取り組みませんか？ 弁護人立会い

大阪 川崎 拓也



1 はじめに

これを読んでいる弁護士のうち、何人が本気で取調べに立ち会おうことができるようになると思っ

ているだろうか？

おそらくほとんどの弁護士は、それは夢のまた夢だと(表だってはいわなくとも)思っているのではないだろうか。

理由はいろいろありうる。「そんなこと警察や

検察が認めるはずがない」とか「可視化でもあんなに苦労したのに、抵抗が強すぎる」という理由を挙げる者もいるだろう(可視化の賛否は一旦措く)。いや、もつと切実なのは「そんな時間が無い」、「立ち会った分の報酬は誰が払ってくれるのか」、「つまり「ほんとに立ち会えることになったらどうするの?」ということかもしれない。

いずれの懸念も正しい。取調べへの弁護人立会いを実現するためのハードルは極めて高いと言つてよい。

しかし、ただ一ついえることは、「我々弁護士が

覚悟を決めて進まなければ、永遠に立会いは実現しない」ということである。

我々は、そろそろ本気で取り組まなければならないのである。

2 グローバル・ミニマム・スタンダードとしての立会い

世界各国では弁護人立会いは当然の権利として保障されている。根拠は、大きく黙秘権(憲法三八条一項)と弁護人の援助を受ける権利(同三四条、三七条三項)に求められている。

黙秘権を主な根拠とするのが、アメリカである。アメリカにおいては、一九六六年のいわゆるミランダ判決以降、取調べへの弁護人立会権が確立された。

弁護人の援助を受ける権利を主な根拠とするのが、EU諸国と韓国である。EU諸国においては、欧州人権裁判所が二〇〇八年にいわゆるサルドウズ判決において、立会権を正面から認めた。このサルドウズ判決を受けて、二〇一三年に弁護人立会いの制度構築を指示するEU指令が出され、二〇一六年二月二七日までにEU加盟国は、この指令を国内法化することが義務づけられた。これを受けて、ベルギー・オランダ・フランス・ドイツ等の加盟国は既に国内法化の作業を終えている。日本とよく似た刑事手続きを持つ韓国において

は、二〇〇三年の大法院判決で弁護人の立会権を認め、二〇〇七年の刑法改正によって、明文化されている。

なお、台湾では、一九八二年の刑法改正で既に弁護人立会いが明文化されている。

このように、欧米諸国のみならず、アジア諸国においても、取調べへの弁護人立会いは当然に認められており、もはやグローバル・ミニマム・スタンダードといわなければならない状況にある。

3 立会いの中身

取調べに弁護人が立ち会うことが、被疑者にとって望ましいものであることは、おそらく弁護士の間では、見解が一致するだろう。しかし、その実現すべき弁護人立会いとはどのようなものなのか? という点については、各人が抱くイメージには相当なばらつきがある。

諸外国の立会い制度を通覧すると、大きくは取調べ拒否型と実質立会い型に分類できるように思われる。

取調べ拒否型の典型は、アメリカである。これは、弁護人立会いをテコにして、実際には取調べを拒否するというものである。すなわち、アメリカでは、ミランダ警告を受けて被疑者が弁護人選任権を行使すれば(すなわち、立会いを求めれば)、その時点で取調べは終了する。弁護人がい

ない以上、取調べができないからである。そして、その後、実際に取調べに立ち会う弁護士はいない。結果、取調べを行うことはできなくなる。つまり、アメリカの弁護人立会いは、取調べを拒否するために機能しており、実際に弁護士が立ち会うことはないのである。

これに対して、実質立会い型の典型例はEU諸国(特にイングランド)である。たとえば、イングランドにおいては、全ての被疑者に国選弁護人を選任する権利があり、取調べに先立ち弁護人に相談(接見)する機会が与えられる。弁護人は、捜査機関から事件の概要や証拠関係等に関する情報開示(証拠開示)を受け、被疑者と接見する。接見した上で、取調べに対する方針を決定し、その方針に従って、弁護人が同席の上、被疑者が取調べを受ける。取調中に被疑者が求めれば、取調べを中断し、秘密接見の機会を与える。また、立ち会っている弁護人は、取調べ手法に異議を述べることできる。取調べはおよそ四五分程度で終わられる事件が多く、二時間を超えることはないとのことである。つまり、イングランドにおける弁護人立会いは、取調べを拒否せず、実際に取調べに立ち会うためにある。

なお、イングランド以外のEU諸国で多い例は、被疑者が弁護人と呼んで、二時間は待つものの、その時間内に弁護人が現れなければ、取調べを開

始してもよいというものである。アメリカとの決定的な違いは、この点にある。

おそらく多くの弁護士がイメージする立会いは、イギリスのようなものではなからうか。しかし、学説上は、身体拘束下においても取調受忍義務はないのであるから、アメリカのような取調べ拒否型が志向される方が自然であるようにも思われる。みなさんが思い描いていた立会いは、どちら

らの形だっただろうか？

何が言いたいかというと、事程左様に、取調べへの立会いの議論は全く煮詰まっていけないということである。我々は、まず議論をすることから始めなければならないのである。

実はその議論のきっかけがある。日弁連人権擁護大会である。二〇一九年一〇月三日のシンポジウム第一分科会においては「取調べ立会いが刑事

司法を変える」弁護人の援助を受ける権利の確立を」と題して、弁護士立会いが正面から取り上げられる予定である。

是非、議論のスタート地点としてご参加いただきたい。これから、青法協においても、この問題が、大いに議論されることを願うものである。

構との原賃貸借契約が二〇年の期限を迎えたことを理由に、被災者らを被告として建物明渡しを求めるといふものである。

二 訴訟の論点

訴訟の論点は、公営住宅法二五條二項が入居の際の借上げ期間満了時の明渡義務の通知を要求しているがこれが明渡請求の要件となるのか、公営住宅法上の明渡請求は認められない場合に借地借家法の適用があるか、借地借家法の適用があるとして正当事由の要件を満たすか、一九九六年に改正された公営住宅法が遡及適用されるか、明渡請求が信義則上許されるか等、多岐にわたる。

また、被告とされている方々も、入居の際に二〇年の記載があった方、なかった方、一九九六年公営住宅法改正前に入居した方、改正後に入居した方と様々である。

借上げ復興住宅訴訟弁護団の 取り組みとその課題

兵庫県 田崎 俊彦

一 借上げ復興住宅訴訟とは

兵庫県では、借上げ復興住宅の複数の入居者に対し、神戸市、西宮市が退去を求めている訴訟があり、弁護士、支援者がこれに取り組んでいる。

問題となっている借上げ復興住宅とは、二四年前の阪神・淡路大震災後、自治体が建設する公営住宅だけでは、仮設住宅に暮らす被災者の住居が不足するため、住宅・都市整備公団(現・UR都

市機構)をはじめとする民間住宅から自治体がアパートを借り受け、それを被災者に公営住宅法に基づき、世帯収入に応じた賃料で転貸するという方式を用いる。

一方で、自治体が復興住宅を建設し、自ら被災者に賃貸する復興住宅を建設復興住宅という。

借上げ復興住宅訴訟は、UR都市機構が原賃貸借契約の更新を拒絶していないにもかかわらず、神戸市、西宮市が更新を拒絶し、UR都市機

ただ、みなさんが口を揃えておっしゃるのは、「二〇年後出ていかないといけないなんて聞いていない」ということである。

事実、神戸市は、二〇一一年になるまで退去を求める方針を明確に打ち出していなかった。当時の市の担当者も、「二〇年と書いてあるが、ずっと住めるようにするから」と被災者に言いつて、借上げ復興住宅に入居してもらったと弁護士に述べている。

自治体は早期の仮設住宅解消を目指しており、発災後数年の間に、多くの被災者が抽選により復興住宅に転居した。その中で建設復興住宅に当たるか、借上げ復興住宅に当たるかは運にすぎず、被災者も、自治体も、やつと劣悪な環境の仮設を解消できると一安心し、二〇年後の退去の問題など考えてもいなかったのが現実である。

三 訴訟の問題点

当時、五〇〜六〇代だった被災者は、現在、七〇〜八〇代となっている。復興住宅で二〇年以上培ったコミュニティ、慣れ親しんだ生活環境を変えることが高齢者にとって多大な負担となることは容易に想像でき、医師ら専門家も、強制的な転居が重大な健康リスクを生じさせるおそれがあると警鐘を鳴らしている。

また、同じ神戸市、西宮市での復興住宅であっ

ても、建設復興住宅に入居した人は二〇年の期限なく継続的に居住できることとの不平等が生じているし、宝塚市、伊丹市等、自治体の負担で二〇年の期限が来ても継続入居を認めていることとの間で不平等が生じている。

四 借上げ復興住宅訴訟の現状と課題

現在、入居許可証に入居期限の記載があった事件については、最高裁で上告棄却となり、被災者の敗訴が確定した。入居許可証に記載のなかった類型でも、一審で敗訴判決を受けるなど、二〇一九年四月一五日現在までに出された判決すべてが被災者敗訴となってしまうている。

弁護士もこれまでの判決を分析し、控訴審、上告審での主張に取り組んでいる。

借上げ復興住宅訴訟の大きな問題は、関西以外の地域ではほとんど報道されていないことである。災害列島である日本において、南海トラフ巨大地震など全国で大災害がいつ発生してもおかしくない状況であることは広く国民に共有されている認識である。全壊家屋が二〇〇万戸想定される南海トラフ巨大地震級の災害が起こったとき、建設復興住宅では絶対的に被災者の住居が不足するため、借上げ復興住宅制度は不可欠な制度といえる。

しかし、神戸市、西宮市が現在行っている訴訟

は、阪神・淡路大震災が起きてから二四年経った今でも被災者を苦しめる「復興災害」であるだけでなく、将来、大災害が発生した際、自治体、被災者に借上げ復興住宅制度の利用を萎縮させる悪しき先例を残すものである。

これからも、弁護士は支援者とともに総力を挙げて取り組んでいくが、将来被災者になる可能性のあるすべての人にとって関係するものとして、広く関心を持っていただき、高裁、最高裁を動かす世論としたいと考えている。

会員の
みなさまへ

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協メーリングリストは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp)

まで、アドレスをお送り下さい。

新人弁護士の事件簿



京都 森田 浩輔

1 はじめに

去る二月五日、当支部の例会で毎年恒例となっている「新人弁護士の事件簿」が開催された。私は、七〇期ということで、登録して約一年余りの弁護士業務の経験やそこで感じたこと、考えたことなどについて、雑ばくにお話しさせていただいた。以下では、私がある時にお話しした内容を中心に本企画の報告をする。

2 経験した業務・事件について

簡単な自己紹介と所属事務所（京都第一法律事務所）について紹介した後、登録一年目の業務内容についてお話しした。

まず、法律相談については、登録後の当初は、法律相談に先輩弁護士と同席で入っていたが、一年目の四月から一人で法律相談を受けるようになり、その際の不安感や、こんな相談に困ってどう

対応したかといった経験についてお話しした。

次に、一年間で、民事事件・刑事事件として経験した事件類型や件数などについてお話しした。特に刑事事件としては、国選事件で依頼者との関係で予期しない出来事が発生して苦勞をしたことや振り返ってみてどうするべきだったか、また、私選事件において示談で悩んだ経験などについて、自分自身にとって印象深い事柄について言及した。

3 運動や委員会活動について

また、運動の取り組みや委員会での活動の経験について、大きくは、憲法問題と環境問題への取り組み経験についてお話しした。

一年間、改憲問題について学習会で講師をし、また、街頭宣伝で三〇〇万人署名への協力を訴えるなど、入所するまで経験したことのない経験をした。一年を通して自分の中でも、憲法そのものへの理解、改憲問題についての知見が非常に深

まったことについてお話しした。

環境問題としては、京都ならではの運動として、京都市内のホテル乱立や観光公害とまで呼ばれるようになってくる現状の問題について、行政へのヒアリングや意見書の提出など、まちづくり分野での取り組みに深く関わった。また、現在、全国的にも問題として頻発しているメガソーラー開発を巡る問題について、京都府下でも問題になっている事例を取り上げた。

その他、委員会活動として、法教育の一環で、いじめ予防授業の教材を作成して小学校へ出張授業に赴いたり、高校生模擬裁判選手権に支援弁護士として関わった経験についても紹介した。

4 一年を通して感じたこと

運動への関わりは自分なりに精力的に取り組んできたが、一年を通して感じたこととして最後に一番強調したことは、一般事件の処理のスピード感についてである。どうしても運動関係に積極的に取り組もうとすればするほど一般事件の処理にかかる時間が圧迫されるため、スピード感を意識して事件処理にあたるのが至上の課題であると感じた。

5 岡村会員の報告

私が発表した後、岡村政和会員より、独立後

一〇か月の事務所経営者としての立場での発表がなされた。とくに刑事弁護を中心とした事件処理に関するお話は、まだ刑事事件の経験の乏しい私にとって非常に刺激的で学びになるお話であった。独立に至るまでの経緯やその後の大変なご経験についても、岡村会員の饒舌な語り口調から発されるドラスティックな体験談に引き込まれ、非常に

興味深くお聞きした。

6 おわりに

この日は、修習生二名、支部会員弁護士二十七名に加え、北村議長が京都に來られ、例会に参加された。懇親会の場合も含めて、北村議長と面と向かってお話しする機会がもてたことも非常に私にと

ってありがたい出来事であった。

また、自分にとっても、弁護士二年目の経験を振り返り整理するとても良い機会となった。

若手が自由に発言でき、またそうした場を設けていただけの青法協のあり方が私は好きなので、今後も青法協の活動に積極的に参画していく決意を述べて、私の報告の結びとさせていただきます。

出入国管理及び難民認定法違反事件と無罪判決

東京 磯部 たな

第一 はじめに

この度二〇一九年三月一九日に、同期(六七期)の友人弁護士と取り組んだ出入国管理及び難民認定法違反事件で無罪判決を獲得しましたのでご紹介いたします。

第二 事案の概要

本件は、日本人の配偶者(以下「男性配偶者」と

いいます)と日本人の配偶者等の資格で日本に滞在していたフィリピン人の配偶者(以下「女性配偶者」といいます)が、婚姻の実態がないとして偽装結婚の被疑事実で逮捕・勾留されたものの処分保留となったことに端を発します。

その後、二〇一八年二月の女性配偶者の在留期間更新許可申請の際に婚姻の実態がないのにあるとし、引き続き同居の上婚姻生活を継続すると虚偽の申告をしたとして、同事実が出入国管理及

び難民認定法(以下「出管法」といいます)七〇条一項二号の二の「偽りその他不正の手段により在留期間更新の許可を受けた」に該当するとして逮捕・勾留・起訴されたのです。なお、同条項は二〇一六年に新設されたもので(このとき日弁連か

らは、刑罰法規を導入する必要性が明らかではなく、他方難民認定申請者、その他の入管関係手続を行う者やその支援者などに対する萎縮的な影響、告発等が濫用される危険などの弊害が大きい

ものであり、反対である旨の意見書が提出されています(、本件は同新設以降に出た初めての無罪判決であるかと思われず。

第三 本件事件の背景

本件は当初、浅草のフィリピンパブの従業員ら約三〇名が偽装結婚の疑いで逮捕された事件と関連があるものとして捜査が行われていました。私は、女性配偶者が逮捕された日から同人の弁護士人として、また友人弁護士が男性配偶者の弁護人として被疑者段階の弁護活動を行っていました。一期は、男性配偶者の会社の元上司および女性配偶者の実妹の配偶者が偽装結婚のブローカーと疑われて誤認逮捕されたため、同人らの弁護も同時に進行う場面もありました。

第四 被疑者段階での弁護活動について

女性配偶者は、逮捕当初、自分が国外退去になれば男性配偶者や関係者らが早期に本件から解放されると考え、事実と異なる主張を行いました。また、男性配偶者も、約四か月にもわたる勾留の中で、自白すれば早く解放されると信じて、事実と異なる供述(「本件が偽装結婚であること」等)を行っていました。特に、男性配偶者は、警察官から「弁護士は、(男性配偶者を)裏切るはずだ」等と言われる中で、警察官の言うとおりにするの

がよいと思ひ込み、事実と異なる自白調書や上申書を作成されることになりました。

そうした中でもあきらめず、接見に行き、真実を話すよう説得をしました。男性配偶者は、説得にもかかわらず、勾留や取り調べに屈して事実と異なる主張を繰り返してしまいましたが、約四か月にわたり、根気よく励まし、一方で検察官との面談、裁判官および検察官との打ち合わせを重ねました。その甲斐あつてか最終的には、否認事件であるにもかかわらず、兩人ともに保釈を認めてもらうことができました。ただ、その間、残念なことに男性配偶者の父親が亡くなってしまい、勾留の執行停止を行う場面もありました。

第五 公判における弁護活動

起訴後の公判では、本件夫婦の経済状況を示す証拠(通帳の履歴・フィリピンのマンションの契約書類・破産決定書)を提出したり、生活感に富む被告人質問や証人尋問を実施したりするなど、弁護人のストーリーを裏付ける証拠を多数提出しました。特に、尋問では、男性配偶者の浮気を暴露(このとき女性配偶者は驚きと怒りで突然涙を流しました)したり、女性配偶者の別居時の生活状況を第三者の視点から証言してもらったり等しました。また、最終弁論では、立法趣旨にさかのぼり、本件事案が構成要件に該当しないことを

論じました。

第六 本件を通して学んだこと

無罪をとれたことは、依頼者、女性配偶者らのごことを考えると本当にうれい出来事でした。ただ、それ以上に、同期や、後輩の弁護士から「すごいね、おめでとう」「勇気づけられた」と言ってもらえたことがうれしく思いました。刑事弁護のスペシャリストでもなく、経験もない私たちが無罪判決を取れたのは、ただただ、女性配偶者らのことを考え、本件にあきらめることなく真摯に取り組んだからだと思います。また、様々な角度から本件をとらえ、多様な立証活動を行ったこともその一因かもしれません。後日担当してくれた裁判官が同期の友人裁判官に弁護人が一生懸命だったとおっしゃっていたことを耳にしました。

今後、どんな事件にも真摯に取り組み、粘り強く解決することができればと思います。また、本件のような国際結婚をしたカップル、日本で暮らす外国の方々が抱える問題に積極的に取り組み、多様性に寛容な日本社会の構築へ貢献できると考えます。

知的障害のある人へのDNA違法採取、 賠償命令(神戸地裁)

神奈川 辻川 圭乃

一 本件の概要

重度の知的障害を伴う自閉症のある男性が、違法捜査により精神的苦痛を受けたとして、二〇一七年七月一九日、慰謝料二六五万円を求めて神戸地方裁判所へ提訴した。男性は、お地蔵さまの前の香炉でビニール袋を燃やした軽犯罪法違反に問われ、何の同意もしていないのに、警察署に連れて行かれ、かつ、何の同意もしていないのに、口腔内から細胞(DNA)を採取された。男性は、自閉症の障害特性である感覚過敏を有しており、とりわけ口腔内の触覚については歯科治療も困難なほど極めて過敏であった。

それなのに、わけもわからない状態でDNA採取用キットの綿棒で、口腔内をこすられなければいけなかったことで大変なショックを受けた。以降、警察官を見るとフラッシュバックを起こして、情緒が不安定になるようになった。

その後、男性の母親が警察署に対して抗議をし、DNAのデータの返還を求めたが、警察署は、任意同行も、その後の取調べも、DNA採取もすべて、男性の同意及び男性の父の同意があり、任意捜査として適正であったとして、謝罪もデータの返還も拒否していたものであった。

二 裁判の過程で明らかになったこと

裁判の過程で、さまざまな驚くべきことが明らかになった。任意取調べとされる取調べ調書が証拠として提出されたが、その末尾の署名は、「られず〇〇〇(男性の名前)」となっていた。警察官も、男性の父も、男性の父が書いた男性の名前を男性が模倣して書いたと認めている。男性は、自分の名前と一緒にその前の文章の一部まで模倣したものである。つまり、署名の体をなしていないのである。

また、任意同行の際の警察官の証言でも、男性の同意をとるのに、わかりやすい説明など何らの合理的配慮もとられていなかった。

更に、DNA採取の際の警察官らの証言によると、「所有権放棄書の署名は、父親の字を見ながら書いた。イリマセンの文字も同様に見本を見て書いた。」「(DNA採取後)原告が専用袋にうまく名前を書けないのを見て、自分(警察官)がコピー用紙に(原告の)名前の一部の文字を書いて、原告に書くように促した。」などの事実があったことが明らかになった。

三 争点…任意であったかどうか

もとより、任意捜査は、本人の任意の承諾があ

ることが当然の前提である。そして、それは自由な意思に基づくものでなければならぬこともまた当然である。さらに、任意とは本人が自発的に進んでしたような場合に限られるのではなく、渋々承諾した場合でも身体の束縛等の客観的情况がない限り、任意の承諾があると認められるとされる。

しかし、男性には、渋々承諾した事実もない。なぜなら、男性は、自分の名前さえ自力では書けない。字も読めない。また、男性のコミュニケーション能力は非常に低い。自発的な言葉はほとんどなく、問われたことに対する返事としては、「うん」か、オウム返しがほとんどである。したがって、男性が「うん」と言ったり、「わかったか?」と問われて、「わかった。」と答えたとしても、それは、内容を理解して同意しているわけでも、承諾しているわけでもない。

なお、任意捜査に対する承諾は、本人の承諾である(大阪高裁昭和六一年九月一七日判決)。仮に男性の父親が承諾したとしても、本人の承諾がない理由にはならない。

四 司法アクセス権の保障

障害者の権利に関する条約では、障害の有無にかかわらず司法手続の利用ができるために、捜査

機関を含む司法機関に対して、手続上の配慮の提供を求めている。それを受けて、障害者基本法二十九条が設けられた。

ただ、刑事訴訟法は、そもそも重度の知的障害等のある人が任意捜査の対象となることを想定していない。そのために、警察官らが、知的障害等のある人を同行する際やDNA採取をする際には、任意調査の意味と必要性を理解できるように合理的配慮を提供し、情報保障をしなければ、障害のある人の権利が守られない。しかるに、被告は、合理的配慮をすることが、署名をすることが手伝って同意を擬制したものである。

このようなことは、おそらくこれまで日常茶飯事的に行われてきたものと思われる。障害のある人に司法アクセス権が保障されず、その結果適正手続が保障されていない実態が如実に明らかとなった。

五 判決の内容

二〇一九年三月二三日、神戸地方裁判所は、警察官によるDNA採取は職務上の注意義務に違反したとして二万円の支払を命じた。

判決はDNA採取について本人は能力的に有効に同意していたとはいえないとした。そのうえで、「本件警察官は、本件職務質問及び本件取調べを

通じ、原告が知的障害であって、十分に発語することができず、自分の名前およびカタカナすら一人で書けないことを認識していたのであるから、原告が口腔内細胞の採取(DNA型資料の提出)につき有効に同意する能力を欠いているおそれがあることを疑った上、原告のプライバシーという重要な法的利益に配慮し、同採取が余罪捜査のために必要であると判断した場合には令状の発布を請求し、そうでなければ同採取を控えるべき職務上の注意義務を負っていたと認められる」と認定した。

ただ、捜査の際、何らの手続上の配慮も情報保障もせず形式的に同意をとっても、それは有効な同意とはいえないとの当方の主張に対して、そこまで踏み込んでくれなかったことは残念ではある。また、任意同行や取調べについては、有効な同意があり任意捜査であるとされた点も大いに不服である。

もともと、兵庫県が控訴をしたので、控訴審では、さらに障害のある人に対する適正手続が保障され、司法アクセス権が保障されるための警鐘を鳴らすような判決が取れるよう頑張りたいと思う。

投稿

大気汚染によるぜん息等患者の医療費救済制度の創設のために、 公害等調整委員会に公害調停を申請しました

神奈川 山口 毅大

一 はじめに

二〇一九年二月一八日、全国公害患者の会連合会、東京、川崎、横浜、千葉、埼玉、名古屋、大阪の大気汚染公害患者は、大気汚染によるぜん息等患者の医療費救済制度の創設のために、公害等調整委員会に公害調停を申請した。

申請の趣旨は、①被申請人国は、大気汚染公害医療費救済制度を創設すること、②被申請人メーカーら（トヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、UDトラックス、マツダ）は大気汚染公害医療費救済制度につき相応の財源を負担すること、③被申請人らは損害賠償金として、申請人患者らに対しそれぞれ一〇〇万円を支払うことという内容である。

本稿では、大気汚染公害をめぐる経過を振り返

り、被害の現状と医療費救済制度の必要性を明らかにする。

二 大気汚染公害をめぐる経過

自動車メーカーらは、公害対策の不十分な自動車の大量製造・販売、とりわけ一九七〇年代後半以降のディーゼル化、一九八〇年代以降の直噴化の積極的作為による侵害行為によって、深刻な大気汚染を発生させ、甚大な健康被害を生み出してきた。

一九八八年に公害健康被害補償法の地域指定が解除され、新規認定を打ち切った後も都市部を中心に深刻な大気汚染が継続しており、多くの公害患者が生まれた。

こうした被害者切り捨ての流れに対し、全国的に、自動車公害をめぐる国の責任が追及され、一

九九五年七月西淀川二〇四次判決、一九九八年七月川崎二〇四次判決、二〇〇〇年二月尼崎判決、二〇〇〇年二月名古屋南部判決、二〇〇二年一月東京判決で、国の責任は断罪された。このように、自動車排ガスと広範、深刻な大気汚染被害との間に因果関係が認められることが、裁判上確立されるに至ったのである。

その後、二〇〇五年に、環境省は、局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査であるSORAプロジェクトに着手し、二〇一一年に調査の結果、小学生を対象にし、環境省も優れた調査であると認める学童コホート調査において自動車排ガスの主成分であるEC（元素状炭素）及びNOx（窒素酸化物）の個人曝露量と気管支喘息発症との関連性について、有意な関連性が認められた。

ところが、環境省は、前記学童コホート調査と

同列に論じることができないその他の調査結果に依拠し、因果関係が明らかでない」と態度を一変させただけでなく、近年大気汚染が改善してきていることを救済制度創設に消極的な理由として挙げ

る。しかし、NOxやSPM(浮遊粒子状物質)等の汚染状況が改善傾向を示したのは、ごく近年のことである上、深刻であった大気汚染によって発病した患者は、いったん患すれば治癒することはないのである。

三 被害の実態

「ぜん息の症状がひどく、少し歩くだけで息が苦しくなって、立ち止まって休まなければならず、とても辛い状況です。ひどい時には、家から出ることができません」。これは、二〇一九年三月時点での、川崎の気管支ぜん息の患者である申請人の被害の声である。

被害の実態は、それだけではない。二〇二五年、全国公害患者の会連合会が全国民医連加盟の医療機関等を通じて行った、患者の実態に関するアンケート調査(回収三〇〇五通)によれば、一九・五%の方が、過去一年間にぜん息等が原因で救急受診をしたことがあると回答し、八・八%の方が過去一年間にぜん息等の治療のために入院をしたことがあると回答している。また、通院状況と医療

費自己負担額の全体での平均は月二・四回、窓口負担は、七〇二円である。通院回数が二回を超える層に焦点を当てると、九五九円となる。救急受診ありの層の病院窓口の負担は、一万四二円となる。さらに、入院ありの層の窓口負担の合計は、二万三四九四円にものぼる。

医療費の負担は、患者の生活面にも悪影響を与える。「医療費の負担を減らすために、我慢して病院に行く回数を減らした」が二四・九%、「病院・薬局でもらった薬を医師の指示通りに飲まずに、節約した」が二〇・六%、「仕事に悪影響があり、収入が減った」が三・〇%、「失業した」が六・二%、「生活保護の申請をした」が四・三%、「人生設計がくるった」が一九・一%、「家族関係が悪化した」が八・六%にものぼる。

だが、環境省は、財源確保ができないとして、医療費救済制度の創設を行うに至っていない。

他方、自動車メーカーらは、東京大気汚染公害裁判の和解に基づき、東京での医療費救済制度に資金拠出したものの、その後の追加拠出を拒否したのみならず、その他の地域の被害者に対しては、何らの負担もしていないのが現状である。

被害者らは、「これ以上待てない」とし、医療費救済制度の創設のためには、公害等調整委員会の場において、環境省、自動車メーカーらを含めた協議の場が必要であるとして、公害調停を申請す

るに至った。

四 最後に

大気汚染被害者に対する救済制度創設に向けて、機は熟しており、今求められているのは、国と自動車メーカーらの決断である。

そのためには、世論に働きかける必要がある。そのために、トヨタ本社前行動を二か月に一回のペースで計画しつつ、積極的にホームページ、SNSを活用し、トヨタ本社前行動の写真、動画、記事をアップし、英語で発信することによって、これまで以上の世論の広がりを目指していく。

最後に、私は、川崎出身で、少年時代、川崎公害を知り、ぜん息等で苦しむ公害患者を目にしてきた。大学では、環境法ゼミに所属し、「東京大気汚染訴訟における自動車メーカー側の社会的責任」大気汚染に対して自動車メーカーが負うべき社会的責任」という卒業論文を執筆した。

その後、大気汚染公害をなくし、「青い空」を取り戻すために闘ってきた川崎合同法律事務所に入所した。今回、弁護団に入らないかと声をかけて頂いたことは、うれしくもあった。私は、弁護団員の一人として、何としても医療費救済制度の創設を実現させるべく、粉骨砕身する決意である。

第七二期七月集會開催のご案内と ご支援のお願い

第七二期七月集會実行委員会実行委員長
青年法律家協会第七二期司法修習生部会議長

◇ はじめに

司法修習生有志が主体となって企画しているシンポジウム「七月集會」が、毎年七月に京都で開催されてきました。例年、その時々の人権課題がテーマとして取り上げられ、内容の充実した講演会やシンポジウムによって、司法修習生や司法試験受験生が人権課題に「出合い」また「向き合う」ための貴重な機会となりました。

二〇一九年の現在において、憲法や人権を取り巻く社会情勢は、複雑かつ混迷を極めています。社会のあらゆる場面で憲法上の原則や人権がないがしろにされ、市民生活には様々な被害が生じています。私たち第七二期司法修習生の有志も、このように今まさに生起する人権課題に「出合い」、そしてこれを克服するために「向き合う」ことを他の司法修習生や司法試験受験生と共有したいと考え、今年も「七月集會」を開催することとした

しました。

青年法律家協会の先生方には、日頃より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございますところ、先生方に今年の七月集會のご案内とご支援のお願いを申し上げたく思い、僭越ながらこの場をお借りした次第でございます。

◇ 本年の七月集會のご案内

(1) 本年の七月集會の全体会のテーマとして、「LGBTs・同性婚訴訟」を取り上げることとなりました。セクシュアルマイノリティは、人口の数パーセントもの割合を占めていると言われます。それにも拘わらず、これまであまり社会問題として注目されてきませんでした。それは、言われなき差別や偏見の目にさらされ、個人の性的指向や性自認が正しく理解されてこなかったからです。そのため、自発的なカムフラウトがためらわれる一方、暴露されること(アウトイング)によって、

当事者の自尊心は著しく傷つけられてきました。また、法制度においても、同性による婚姻が認められず、当事者は社会生活の様々な場面で不都合を強いられてきました。憲法は、個人の尊厳をうたうとともに、自己決定権を基本的人権として位置づけています。セクシュアルマイノリティをめぐる諸問題は、個人の尊厳や自己決定権をどのように擁護すべきかの問題であり、まさに私たちが向き合うべき人権課題の一つです。今年の七月集會は、セクシュアルマイノリティに関わる人権課題を広くかつ深く学ぶための機会にしたいと考えています。

(2) また、六月一日に行われるプレ企画では、「ヘイトスピーチ」をテーマとする講演会を予定しています。その他、七月一四日の分科会として、「沖繩辺野古基地建設」「戦時強制連行・強制労働」「累犯障がい者の更生支援」「原発被害救済」「外国人技能実習生」「専門職の過重労働」「難民入管」「インターネット法制」の各テーマを取り上げる予定です。平和問題から刑事司法、公害、外国人の権利、労働、表現の自由など幅広く社会問題を扱い、司法修習生や司法試験受験生が人権課題と「出合い」また「向き合う」ためのシンポジウムにしたいと考えています。

(3) 人権課題とは、権利侵害の事実そのものであり、また、そうした事実の中にこそ問題の本

質があると考えています。被害の実態に目を向けることなく人権課題に「出会う」ことなどありえません。このような考えから、今年の七月集会は、「事実」に学び、事実に向き合う。」をコンセプトとして各企画を構成することにしました。全体会や各分科会では、当事者の方をお呼びして、被害の実態をお聞きする機会を設けるようにしています。また、企画の準備活動の一環としてワールドワークも計画し、事件の「現場」から学ぶことも大切にしています。

(4) このように本年の七月集会は、司法修習生や司法試験受験生が広く人権課題を学べる機会になるものと考えていますが、参加者の中には、全体会や分科会で取り上げられていない社会問題についても興味関心のある方がいらつしやること予想されます。そうした方に、普段から人権課題に取り組まれていらつしやる先生方から経験談等のお話がいただければ、なお貴重で有益な機会になるものと思います。先生方におかれましては、大変ご多忙のことと存じますが、七月集会の本番には是非足をお運びいただき、懇親会等で参加者と交流していただければ幸いです。

◇ ご支援のお願い

私たち司法修習生有志は、全国各地に配属修習地があり、七月集会の実行委員会の会議で集ま

る際やワールドワークで事件の現場に赴く際には、交通費をかけて全国を飛び回る必要があります。また、七月集会本番やプレ企画の会場や宿泊施設の確保、参加者への交通費補助のためにも少なくない費用が必要となります。第七期司法修習生から給費制が一部復活したものの、その額では満足に修習生生活を送るためにも不十分であり、七月集会の準備にかかる諸

費用を賄うことなど到底できるものではありません。重ねてのお願いとなる先生もいらつしやるかも知れず、大変恐縮ではございますが、第七二期七月集会の意義と趣旨にご賛同いただき、実行委員会へのご支援を賜りたく思います。振込みは下記口座にさせていただきますと幸いです。何卒よろしくごお願い申し上げます。

【7月集会】

●プレ企画

日時：2019年6月1日(土)13:00~17:00
場所：京都教育文化センター
テーマ：ヘイトスピーチ

●7月集会本番

日時：2019年7月14日(日)、15日(月)
場所：京都教育文化センター
テーマ：
(全体会) 同姓婚
(分科会) 外国人技能実習生／難民入管／累犯障がい者の更生支援／沖縄辺野古基地建設問題／インターネット法制／原発被害救済／戦時強制連行・強制労働／専門職の過重労働

【カンパのお振込先】

口座名称：第72期7月集会実行委員会
(ダイナナジュウニキナナガツシュウカイジッコウイインカイ)

●現金による通常払込み

ゆうちょ銀行口座からの電信振替
口座記号番号：00950-1-282953

●ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み

金融機関：ゆうちょ銀行
店名(店番)：〇九九(ゼロキウキュウ)店(099)
預金種目：当座 口座番号：0282953

【問い合わせ先】 第72期7月集会実行委員会事務局
Eメール : apprentice72nd.pc@gmail.com
フェイスブック : 72nd7syuu
ツイッター : 72symposium

ロースクールって 本当に無意味なの？

東京 藤原 朋弘

1 経歴

私は、明治大学の法学部を卒業して、中央大学の法科大学院（いわゆる中大ロー）の既修者コースに進学しました。私は、中大ロー一年目（＝既習二年生）の時に、予備試験に合格し、翌年司法試験に合格したため、中大ローは修了せず中退しています。ですので、中大ローには一年ちょっとしか通っていません。そんな私がローのことを語ってよいのか疑問ですが、思っているところを述べようと思います。

2 ローは無意味なのか？

よく巷では（私の近しい友人も含めて）、ロ

ースクールの授業は司法試験合格を目指すためのものではないとか、アカデミックすぎて司法試験ではオーバースペックとか、ソクラテスメソッドは意味がないとか、ささやかれています。確かに、当てはまるところもかなり多いとは思いますが。しかし、だからといって、ロースクールそのものが無意味なのでしょうか？

私は、いわゆる予備校本を使って、効率的に合格したタイプではありません。もっぱら使用したのは学者本や学者が書いた論文集などのアカデミックなもので、かなり珍しい部類だと思っています（勉強方法は特殊ですが、アカデミックな議論が好きというくらいにすればそんなに少数派でもない気がします）。暇さえあれば図書館にこもり、授業に関係するテーマや自分が解いた問題に関するテーマの論

文を読み漁っていました。そんな私にとってアカデミックな授業をするロースクールは、天国のようでした。専門書がたくさんある図書館、質問をすれば周辺領域まで丁寧に教えてくれる教員、レベルの高い教材、法律について議論できる友人などなど（ご飯の選択肢が少ないことは不満でしたが）。

私は、どうすれば司法試験に合格できるかというテクニカルな話はあまり好きではないのですが、ひとつだけはつきり言えるのは、見たこともない問題でも自分の頭で考えることができる人は受かるということです。自分の頭で考えることができる力というのは、一部の天才的な人を除けば、ある問題について深く考えることでしか身につかないと思っています。ロースクールは、一回の授業で一個あるいは複数のテーマについて深く考える機会を学生に与えています。予習や復習をしつかりすれば、自分がなにを理解して、何を理解していないのがわかり、仮に授業を受けても疑問が解消しないのであれば教員に質問することで解消することがほとんどです。実際、私の周りの早期合格者は、授業を肯定的にとらえている人が多かったように思います。

なので、私にとって、深い学びを与えてくれたロースクールの授業や環境はとっても有意

ロースクールの実情と 法曹養成

私は、ロースクールという環境自体は好きだし、授業も楽しく受けることができました。しかし、ロースクール制度についてはどちらかといえば反対です。私学だと学費免除がなければ年一五〇万円を超える授業料を払わないといけないし、司法試験を受けるためには最低二年間通う必要があります。仮に受からなければ新卒の切符を失うとい

うリスクがあります(新卒が優遇される社会を承認しているわけではありません)。さきほども述べたとおり、ロースクールは私のようなアカデミックな議論が好きな学生であれば有意義でしょうが、予備校のいわゆる試験対策をメインに据える学生にとっては退屈でしょう。様々な学習方法がある以上は、アカデミックな授業しか行わない(非答案添削などの試験対策を行わない)ロースクールを、司法試験受験の条件とする必要性はまったくありません。多様性を尊重するのであれば、学習方法の多様性も尊重してほしいものです。

3 ロースクール推進派なの？

いろいろ述べてきましたが、現状ロースクールが司法試験受験に必要である以上は、うまく付き合う必要があると思います。アカデミックな議論が好きなど偉そうなことを述べてきた私も、興味がわかない授業については内職をしたりしていました(笑)。ローの環境が合わないと感じたのであれば予備試験合格を狙うという手もあります。ロースクールの授業が合わないという学生は、同じタイプ同士でゼミを組んで勉強をしたりしていました。ロースクールをめぐる動きは、五年制にす

4 最後に

る案が出るなど混乱を極めています。しかし、今は比較的受験生が少なく、それにもかかわらず合格者はそんなに減っていないという状況です。比較的合格しやすいとは思いますが、受験生の方は、ロースクールをめぐる動きに惑わされずに、勉強に打ち込んでほしいです！

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【修習生委員会】

6月9日(日) 修習生委員会合宿

【広報委員会】

6月24日(月)18時～ 青法協本部

改憲問題対策法律家六団体連絡会主催

安倍政権と取材の自由

—官邸による取材の自由と国民の知る権利への
侵害を跳ね飛ばす院内集会— 報告

4/22 開催

憲法委員会 大山 勇一

1 本年(二〇一九年)四月二二日に、改憲問題対策法律家六団体連絡会主催で、「安倍政権と取材の自由—官邸による取材の自由と国民の知る権利への侵害を跳ね飛ばす院内集会」(衆院第一議員会館)が開催され、会場満席の二八〇人が参加しました。

安倍政権が望月記者に対して質問妨害を繰り返すという異常事態が続く中で、この問題を国民の知る権利への侵害であるとしてらえて政権の姿勢を強く批判する必要があるのではないか、こうした運動を大いに広げる必要があるのではないか、この問題意識から開催しました。

2 第一部では「民主主義とは何か 安倍政権とメディア」と題して、望月衣塑子記者(東京新聞)が講演を行いました。望月氏は、政府による内閣記者会における質問妨害をはじめと

したあからさまなメディアへの介入の実態を明らかにするとともに、多くのメディア関係者や市民から支えられていることが大きな励みになっていると述べました。

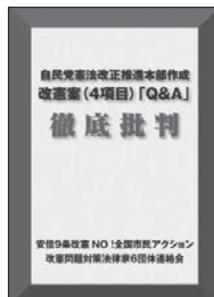
3 第二部では「安倍政権によるメディア攻撃をどう考えるか、どう立ち向かうか」と

題するパネルディスカッションが行われました。パネリストとして、望月記者のほか、弁護士 の梓澤和幸氏、元NHKディレクターで武蔵大学教授の永田浩三氏が参加し、日本体育大学の清水雅彦氏がコーディネーターを務めました。政権の監視役としてのメディアの役割の重要性が確認されるところに、望月記者への攻撃を市民への攻撃であると受け止め、市民とメディアが一体となって政権の暴走に歯止めをかける運動を作り上げる必要性が強調されました。また、内閣記者会の運営を

お知らせ

【緊急出版!】

「自民党憲法改正推進本部作成改憲案(4項目)『Q&A』徹底批判」
(4項目)『Q&A』徹底批判」



改憲問題対策法律家六団体連絡会で、本年二月二〇日付けで自民党員らに配布

された自民党憲法改正推進本部作成の「日本国憲法改正の考え方」『条文イメージ(たつき台素案)』Q & A」に対する徹底批判をまとめました。

昨年五月に出版した「解説」自民党改憲案の問題点と危険性」と合わせてご活用下さい。宣伝・拡散のご協力をお願い致します。

お申込みは本部事務局まで。

頒価一〇〇円 A5判 二八頁

(送料別途、ただし二〇部以上は送料無料)

・PDF版はホームページのお知らせ欄からダウンロードできます。

抜本的に改めていく必要があることも確認された。

パネルディスカッションのあと、望月氏への応援のメッセージを、現役の記者である田崎基氏（神奈川新聞）、角南圭祐氏（共同通信）、出田阿生氏（東京新聞）、宇佐見昭彦氏（東京新聞）が自分を取り巻く状況を踏まえて、それぞれが述べた。

四・二二「安倍政権と取材の自由」集会アピール

1 二〇一八年二月二八日、上村秀紀内閣官房総理大臣官邸報道室長は、内閣記者会宛てに、記者会見における菅義偉官房長官に対する東京新聞望月衣塑子記者の質問（沖縄県辺野古基地工事における赤土問題）について「事実誤認がある」とした文書（以下「内閣記者会宛て文書」という。）を示し、「問題意識の共有」を求めるとしました。

政府の一方的な認識を前提として、質問者から寄せられた事実認識を「事実誤認」と断定し説明や回答を免れることは、何が事実であるかを時の権力者が決め、そして政府の意に沿わない記者を排除することにつながるものであって、決して許されません。

こうした行為が見過ごされるのであれば、記者による取材は大きな制約を受け国民の知る権利（憲法二二条）はないがしろにされ、また、自由な言論によって政治的意思決定に参加する権利も奪われてしまいます。

した。さらに、連帯あいさつとして、日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）の岩崎貞明氏、日本ジャーナリスト会議（JCJ）の丸山重威氏にもご発言いただきました。

4

当連絡会主催でメディアに関する集会を開催したのは、二〇一六年六月「安倍政権と報道の自由」（講師：岸井成格氏）以来ですが、

この時以上に政権によるメディアへの攻撃は激しさを増していると言えます。集会アピールに書かれているとおり、政権を批判するとともに、政権の意向を「忖度」し「自己規制」するメディアのあり方にも強い批判を加えなければなりません。

2 もっとも、本件は唐突になされたものではありません。これまでも、二〇〇一年一月NHKのドキュメンタリー番組「戦争をどう裁くか」問われる戦時性暴力」の内容に対し安倍晋三内閣官房副長官（当時）らが介入した事件をはじめとして、二〇一五年五月の自民党によるNHKとテレビ朝日経営幹部への聴取問題、同年六月の沖縄二紙への自民党議員らによる暴言、二〇一六年二月の高市早苗総務大臣（当時）による電波停止発言、二〇一八年九月自民党総裁選に関する「公平・公正報道」要求、二〇一八年通常国会における安倍首相による朝日新聞への執拗な攻撃など、与党・政府によるメディアへの直接間接の介入攻撃事例は後を絶ちません。

3 本日の集会では、本件の直接の当事者である望月氏による講演が行われ、また望月氏とジャーナリ

ストで元NHKプロデューサーの永田浩三氏、弁護士で報道の自由に詳しい梓澤和幸氏の三名によるパネルディスカッションが行われました。さらには、多くのメディア有志による応援スピーチも行なわれました。それぞれの発言を通じて、与党・政府によるメディアへの介入・攻撃がいかに組織的かつ巧妙であるかを知るとともに、これら一連の報道の自由の危機は、憲法違反の秘密保護法や安保法制の制定、自民党などのもくろむ明文改憲の動き、「戦争する国づくり」と連動していることも知ることができました。

そして、こうした権力の腐敗や濫用を監視し、暴走を食い止めることがジャーナリズムの本来の使命であること、権力からの介入・攻撃に対して、すべてのメディアが連帯してこれを「跳ね飛ばす」ことの重要性を学ぶことができました。

また、この問題を単に望月記者一人への攻撃として

捉えるのではなく、メディア全体、ひいては市民への攻撃として理解し、メディアと市民とが共同して反対の声を挙げる運動が重要であるということも学ぶことができました。

与党・政府によるメディアへの介入・攻撃に対して、市民が共同して、「政権によるメディアへの介入攻撃は許さない」、「国民の知る権利と報道、取材の自由を守れ」の声を大きく広げていくことが、今、緊急に求められています。

4 安倍首相がもくろむ明文改憲が争点となる参議院選挙を三か月後に控え、与党・政府によるメディアへの介入とメディア側の「自己規制」「萎縮」

「忖度」がとりわけ懸念されます。

こうした事態に対抗すべく、私たちは、今後とも、権力を監視し権力の暴走をくいとめるメディアを応援し、メディアに携わる人々と連帯して憲法の保障する取材の自由を守り抜き、与党・政府からの介入・攻撃を「跳ね飛ばす」ことを誓います。

そして、私たちは、政府に対して、内閣記者会宛て文書を撤回するよう求めるとともに、今後、取材の自由を最大限尊重し、メディアに対する不当な圧力を加えないことを強く求めます。

以上

二〇一九年四月二三日

「四・二二」安倍政権と取材の自由「集会参加者一同

主催団体 改憲問題対策法律家六団体連絡会

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 船尾 徹

青年法律家協会弁護士若者合同部会

議 長 北村 栄

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也

日本民主法律家協会 理 事 長 右崎 正博

改憲問題対策法律家六団体連絡会◎緊急声明

憲法審査会の開催に断固反対する法律家団体の緊急声明

自由民主党及び公明党などは、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」(以下「改憲手続法」という。)の改正案を審議するためとして、衆議院憲法審査会の開催を目指している。

改憲問題対策法律家六団体連絡会(以下、「六団体連絡会」という。)は、二〇一八年六月四日に、上記改

憲手続法改正案の国会提出に反対する緊急声明を発

表した。

六団体連絡会は、改めて上記改憲手続法改正案に対して反対するとともに、以下の理由から、現時点での衆参両院の憲法審査会開催に強く反対するものである。

1 憲法改正の前提となる世論が存在しない

後述するように、原則として首相や国会議員には

「憲法尊重擁護義務」(憲法九九条)が課されている以

上、首相や国会議員には憲法を遵守する法的義務がある。憲法改正は、政府や政党、政治家の中から改正すべきとの声が上がった際に行なうものではなく、国民の中から憲法改正を求める意見が大きく発せられ、世論が成熟した場合に限り、行われるべきものである。自民党政権も、昭和五五年二月一七日政府統

一見解(衆議院議運委員事会において宮澤内閣官房長官が読み上げたもの)において、「憲法の改正については、慎重のうえにも慎重な配慮を要するものであり、国民のなかから憲法を改正すべしという世論が大きく高まってきて、国民的なコンセンサスがそういう方向で形成されることが必要である。」と、同趣旨のことを述べている。

公権力を制約することによって国民の権利・利益を保障することが憲法の役割である以上、政府や国会といった公権力には常に憲法による制約を緩めようと目論む危険性がある。したがって、公権力の側からではなく、国民の側から憲法改正を求める世論が高まった後に、初めて憲法審査会での議論を行なうという謙抑的な姿勢が国会には求められているというべきである。

近時の世論調査において、政権に期待する政策として「憲法改正」を挙げた割合は一割程度に過ぎず(日経新聞・テレビ東京合同世論調査など)、現在、国民の中で憲法改正を求める世論が高まっているとは到底言えない状況にある。

このような状況下で憲法審査会を開き、手続法を含む憲法改正に向けた議論を進めることは、結果的に公権力が国民に対して憲法改正を「押し付ける」ことになりかねない。

憲法改正を求める国民世論という大前提を欠いた現在の状況において、憲法審査会を開催すべきではない。

2 事実に基づく議論が期待できない

安倍首相(自民党総裁)は今年の自民党大会において、自衛隊員募集に関して「都道府県の六割以上が協力を拒否している」と述べ、九条改憲(自衛隊明記)の必要を訴えた。しかし、この発言は事実と反しており、後に訂正を余儀なくされているもの、事実と反することを改憲の理由に挙げたことについて安倍首相は未だに撤回していない。さらに、森友疑惑をめぐる公文書改ざんと公文書毀棄、証拠隠滅、加計疑惑での事実を隠す数々の答弁、自衛隊の「日報」隠し、裁量労働制をめぐる不適切データの使用、財務省事務次官のセクハラ問題等々、安倍政権下の政府与党には、事実を軽視し、あるいは事実を歪めて議論を強引に進める姿勢が顕著である。直近でも、塚田一郎前国土交通副大臣が下関北九州道路に関する「村度発言」で辞任に追い込まれたばかりであるが、政府与党は発言内容の真実性を認めようとしなない。

このような安倍首相や政府与党の姿勢、性質に鑑みれば、現時点で憲法審査会を開催した場合、事実に基づく慎重な議論が行われることは期待できず、強引な議論で多数派の要望のみが実現される危険性が極めて高い。

憲法審査会の伝統たる「熟議による合意形成」を尊重するのであれば、事実に基づく議論が期待できない現在の政治状況において、憲法審査会を開催すべきではない。

3 憲法尊重擁護義務に違反し、憲法を蹂躪し続ける安倍政権に改憲をリードする資格はない

安倍首相は、国会で国会議員に対して憲法改正の議論を進めるように呼びかけるのみならず、防衛大学校の卒業式で改憲を示唆する演説を行なうなど、内閣総理大臣の資格に基づいて憲法改正を推進する主張を繰り返している。

しかし、首相には「憲法尊重擁護義務」(憲法九九条)が課されている以上、そもそも改憲を口にするとは許されない。また、憲法九六条を前提とする改憲手続法や国会法では、憲法改正の発案権は国会には認められているものの、内閣や首相には、その権限は与えられていない。内閣や国務大臣には発案権がないにもかかわらず、内閣総理大臣という資格に基づいて具体的な憲法改正を呼びかける安倍首相の行為は、憲法尊重擁護義務(憲法九九条)、憲法改正手続き(憲法九六条)に違反するといえるべきである。

安倍政権は、これまでも、秘密保護法、集団的自衛権の一部行使容認の閣議決定、安保法制、刑事法改悪・盗聴法拡大、共謀罪など、国民の多くが反対し、法曹関係者より憲法違反と指摘される数々の立法を、十分な審議もせずに強引に数の力で成立させてきた。憲法に定められた野党議員による臨時国会の召集要求権を無視し、他方で(首相は)解散権を濫用して衆議院を解散する暴挙も繰り返してきた。

このように、憲法を無視し蹂躪し続ける安倍政権の

もとで、憲法改正の議論を進めることは、自らの憲法違反は棚上げして公権力に都合のよい形で、強引に憲法改正を審議するという悪しき前例を作りかねないものであるから、憲法審査会を開催すべきではない。

4 与党が提出した改憲手続法改正案は議論に値しない

与党が提出したいいわゆる「公選法並び」の改憲手続法改正案は、二〇〇七年五月の同法成立時や二〇一四年六月の同法改正時の附帯決議で挙げられた問題点等の検討を完全に怠ったものであり、抜本的な見直しが必要不可欠な欠陥改正案とすべきものである。

改憲手続法の成立時や前回改正時の与党の対応や前述のような現在の政府与党の姿勢・性質に鑑みれば、もし憲法審査会を開催して改憲手続法改正案の議論に応じた場合、附帯決議で挙げられたり野党が

求めたりするような問題点を与党が真摯に受け止める保障は全く無い。欠陥法である与党提出の改正案が強行採決で可決され、与党がその後具体的な改憲案の議論に突き進むことは明らかである。

なお、与党などには「提出済みの法案審議に応じないのは野党の怠慢だ」などといった批判をする者もいるが、いわゆる「原発ゼロ基本法案」や「共謀罪廃止法案」といった野党提出法案の審議に与党が全く応じていない以上、ご都合主義と言うほかない批判である。

与党が提出した改憲手続法改正案は、内容的には議論に値せず、また安倍首相の求める改憲の呼び水としての危険性を持つものであるから、その議論のために憲法審査会を開催すべきではない。

5 終わりに

六団体連絡会はこれまで、秘密保護法・安保法

制・共謀罪といった立憲主義を破壊する安倍政権の一連の施策に反対し、自民党改憲四項目の本質と危険性についても警鐘を鳴らし続けてきた。

現時点での憲法審査会の開催は、安倍首相が目指す改憲実現へと道を開くことに他ならず、これに断固として反対するものである。

二〇一九年四月二日

改憲問題対策法律家六団体連絡会

社会文化法律センター 代表理事 宮里 邦雄

自由法曹団 団 長 船尾 徹

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議 長 北村 栄

日本国際法律家協会 会 長 大熊 政一

日本反核法律家協会 会 長 佐々木 猛也

日本民主法律家協会 理事長 右崎 正博

北海道総会へ、

おいでくださいー!



○一九九九年青法協の全国総会は、六月二三日

（二）二三日、北海道・札幌市で行われます。

北海道の六月は、「一番いい季節」ともいわれます。もちろん、四季折々、一年中「いい季節」なの

ですが、長い冬が終わって、春真っ盛りから夏へ、という時期、そして本州などでは梅雨の季節、と

いうこともあって、そう言われるのかもしれない。会議会場近くの大通公園では、芝生でお弁当を食べる人、噴水で遊ぶ子どもたち、ジャガイモとうきび(とうもろこし)の販売ワゴン、と手軽に札幌の夏を楽しむことができます。

そんな六月の北海道は、特に観光客の多い時期で、外国からのお客さんも多いです(今や日本中どこでもそうでしょうか)。そのため、総会一日夜の懇親会は「サッポロビール園でー!」と思っただけにもかかわらず、一年前にはすでに予約が入らない……。ですが、札幌には、そのほかにも、ジンギスカン、おすし、かに、ラーメン、お肉にアイスその他諸々おいしいものがたくさんありますので、ご堪能下さい。

なお、北海道は緯度が高いので、夏はとて日が長いです。今年はこちらが六月二日が夏至にあたるようで、夜は八時でもまだほんのり空が明るく、朝は三時過ぎには明るくなり始めます。大げさに言えば、白夜の雰囲気? すすきので飲みすぎると、すぐに朝になってしまいますので、お気をつけて……。

で は次に、北海道支部で準備をしました支部企画とオプショナルツアーについて、ご紹介します。

〈支部企画〉

優生保護法被害者北海道訴訟

優生保護法に基づいて強制的に不妊手術を施された方たちが国賠請求を提起した訴訟で、全国で訴訟が起されていますが、札幌では三人の方が原告となっています。今回の支部企画には、その中のおひとりで実名を公表されている小島喜久夫さんにおいでいただいて、自らの体験や、実名を公表した思いなどをお話しいただくことにしています。

私たち弁護士が「これは放つてはおけない、なんとかしなくては!」と痛切に思うのは、何よりも被害者の方ご本人のお話を聞き、被害の実態に直面した時ではないでしょうか。小島さんのお話でもまた、「そんなひどいことが、どうして……!」と思わずにはいられません。被害の実態を聞き、その救済のため、そして二度と同じようなことを起こさないために、私たちも学ぶこと、感じることが多い時間になることでしょう。

また、訴訟についての報告等は弁護士事務局長の小野寺信勝会員が行います。今報道に上っている救済法についての評価すべき点、問題点なども報告いただきます。

〈オプショナルツアー〉

恵庭事件・長沼事件の現場と北海道大演習場をめぐる

これを読んでいる皆さんは、もちろん、恵庭事件、長沼事件をご存知でしょう。でも、恵庭や長沼、どこにあるかご存知でしょうか? 恵庭は、千歳空港から札幌市内への経路上にあります(JRの快速エアポートも停まります)。長沼は、千歳の北東約二〇km、札幌の南東約三〇km、恵庭あたりから東に見える丘陵のふもとです。ですので、飛行機で千歳に降り、札幌まで来たことのある方なら、恵庭を通り、長沼の丘陵を目にしたこともあるはず。

さらに、千歳空港から、バスやレンタカーで高速道路を通って札幌に來られたことのある方! この高速道路は、自衛隊「北海道大演習場」の中を突っ切っています。この演習場の面積は九六〇〇ha(山手線の内側が六五〇〇haだそう)、札幌市の南部から北広島市、恵庭市そして千歳市にまたがっています。恵庭く千歳にかけての高速道路を走っていると、その上に道路橋が何本もかかっていますが、それらは、一般道ではなく演習場内の道路で、戦車や装甲車も通る道です。そして、この演習場と陸上自衛隊東千歳駐屯地

の間の道路(これは、一般道)は、アスファルト舗装ではなく、コンクリート舗装で、通称「戦車道路」。運が良ければ(悪ければ?)一般道を走る戦車に出くわすかも……。

北海道では、ほんとうに、自衛隊を身近に感じます。「戦力ってどんなもの? 何を守るの? そして自衛隊員の人たちはどうなるの?」このツアー

で、平和のための行動をしていくときに欠かせない基本的な現実を、目の当たりにしていただけたらと思います。

多くのみなさまと北海道・札幌でお会いできるのを楽しみにしています。

北海道総会で会いましょう!

■ 日時 二〇一九年六月二三日(土) 二時～三時 二三日(日) 二時半

■ 場所 札幌市内

□ 特別講演 二三日(土)

「共感の心と協働、それが時代を拓く」

— 人との出逢いと協働を大切に、歩んできた道 —

講師：小野寺利孝会員

□ 特別講演 二三日(土)

「この人の話を聞け! — 刑事弁護の職人阿部潔が語る刑事弁護とは」

講師：阿部潔会員

□ 地元企画 二三日(土) 一七時～一八時

「優生保護法被害者北海道訴訟について」 報告：小野寺信勝会員

□ オブショナルツアー 二三日(日) 二時半～

「自衛隊の道央基地群めぐり」

— 恵庭事件、長沼事件の現場や北海道大演習場など —



編集後記

▼ 今年の大阪支部特集号も、各分野でご活躍の先生方にご担当いただきました。森友学園問題、朝鮮学校無償化訴訟、兵庫県の借上復興住宅訴訟、大阪入管におけるトルコ人暴行事件、取調べ立ち合い、新人弁護士的事件簿

……目の前にある問題に対して立ち向かい、法律家としてできることに真摯に取り組んでいる姿に、刺激を受けました。▼ 私自身は、東京医科大学の不正入試問題や、上野千鶴子教授の東京大学入学式での祝辞などが伝えられ、性差別の問題が取り上げられるたびに、自分より下の世代の人達もっと生きやすい社会を実現するために、自分が何をできるかを考えながら、何も行動に移せていないことに反省する日々です。▼ 最近、五歳と三歳になる娘達が、「男の子だから……」「女の子だから……」とよく言うようになってきました。家では、男の子だから、女の子だからなどという区別をしないように意識しているつもりですが、テレビや保育園、色んなところから吸収するようで、こんな小さいうちから性別に対する固定観念が養成されてしまうのだなあと実感しています。なるべくそういう固定観念を取り払いながら、伸び伸びと成長してほしいと思います。

(枝川直美)